

十燕石  
種猿樂傳記

初輯

三

4  
1管  
679  
3



猿樂傳記

上卷目錄

倭樂并三番叟由來

一 猿樂田樂彦之舞之事

一 南都仲筭等之三僧歸洛後 禁裏ニテ謠舞附謠初十

六章書寫シ差上ル事

一 男舞女舞大頭トイフ事

一 白拍子ノ初ノ龜菊妓王妓女佛御前之事

一 幸若舞之事

一 大和ノ圓滿今ノ能ヲハジムル事

附 聖德太子秦川勝ニ仰有テ此事ヲ預ラシムル事

一 申樂トイフ文字ノ來由 附 申ト猿ト通スル事

一 唐冠ノ次第 并 聖德太子十二冠之事



- 一 謠番數ノ起リ并近代ニ至リ作りシ謠名目之事
- 一 能ト名附ル盃觴之事
- 一 謠トイフ字儀并謠作者評論之事
- 一 翁渡シ式三番之次第并古ト今ト其式替ル事
- 一 翁渡シ金春家ト他家ト其品變ル事
- 一 松竹鶴龜等風流之事
- 一 天地人ハ表スル面ノ起リノ事
- 一 翁脇師ヘ守ラ渡ス時脇師呪文之事
- 一 開口之次第并禮脇置鼓千歳ノ高音ト云笛ノ事
- 一 翁烏帽子ノ形并翁扇持様附脇師扇持様習ノ事
- 一 伊勢日吉加茂住吉春日等ノ大社ニ属スル猿樂ノ事
- 一 南都薪ノ能翁渡シ平生ト變ル事附三大夫権頭トノ事  
并 噺子ノ次第年豫トイフ事

- 一 弓矢ノ立合并一献之事
- 一 薪ノ能ト名附ル来由并日數ノ事
- 一 狩衣ノ仕立古今相違ノ事
- 一 勸進能ノ初ノ并東山殿慈照院殿上覧ノ事
- 一 同能ノ番附舞臺繪圖諸大名見物ノ事
- 一 觀世太夫由緒并觀世ト称スル盃觴ノ事  
附 御家太夫ト成シ来由ノ事
- 一 御謠初ノ起リノ事
- 一 觀世縷起并御目見之節献上之事
- 一 寶生太夫由緒并觀世家ヨリ出タル次第ノ事
- 一 金春太夫由緒并大和圓滿ヨリ傳ル次第其後十六家ニ流儀ノ事
- 一 翁渡シ觀世家金春家ニテ唯一習合ノ神道并品アル事
- 一 金春源左衛門 脇大藏太夫ミテ 大藏源右衛門大鼓 大藏弥右衛門狂言 金春惣右衛門

大鞆 金春三郎右衛門 大鞆ト別ル事

一 金春家道成寺練豆乱拍子他家ト違ヒ習ヒ有事

附常ノ袴仕立ヤウノ事

一 金春七郎 乱氣自殺ノ事

一 上掛り下掛リトイフ來由ノ事

一 金剛家由緒并鼻金剛噂同又兵衛噂ノ事

附尉ノ面不動ノ面揚貴妃ノ面等來由ノ事

一 喜多七太夫由緒并金春太夫共ニ御當家へ被召出弟藤堂和泉守柳生

但馬守執持ノ事

一 喜多家立派并白瓜太夫ト異名ノ事

下巻目錄

一 脇師けしの事

一 春藤源七脇ノ家并目腐六右衛門噂ノ事

一 寶生新次郎脇ノ家春藤より別ル事

一 高安彦太郎脇ノ家附此家より翁おきななる事を振へ式三番ノ代りに

用ル事

一 進藤理左衛門脇ノ家由緒ノ事

一 福王茂右衛門脇ノ家先祖由緒ノ事

一 美濃権頭小鼓傳授宮増兄弟へ傳流カへ幸若觀世新九郎ト分リニ傳流系

譜之事

一 幸流小鼓の家三人ト別レシ由緒之事

一 觀世新九郎小鼓の由緒附觀世弥次郎横死之事

一 新九郎中頃宝生ト称シ後又觀世ト成事

附觀世新十郎忍ヒテ家ノ傳授ヲ聞取事

一 宝生弥三郎新九郎家ヨリ別レ大鼓ノ家ヲ取立ル事

- 一 高安三太郎大鼓ノ家由緒并大藏道寛事
- 一 葛野九郎兵衛大鼓ノ家由緒之事
- 一 大藏源右衛門大鼓ノ家由緒并後源右衛門自殺ニ付我家ヲ斷絶サスル事
- 一 大藏道知同道意藝ノ事
- 一 大藏六藏大鼓ノ家ノ轉々事
- 一 一曾笛ノ由緒ノ事
- 一 森田長藏笛ノ由緒并小笛ト号スル來由ノ事
- 一 春日市右衛門笛ノ家并春日ト称スル來由ノ事
- 一 長命清左衛門笛ノ由緒并蓑笠之助事
- 一 同兵助同權之丞事
- 一 貞光安兵衛笛ノ家由緒之事并笛流儀品々
- 一 大鼓之流儀品々之事
- 一 觀世左吉大鼓ノ家由緒并太鼓傳流系譜之事
- 一 金春太鼓ノ家由緒ノ事
- 一 金春三郎右衛門室生ト改号ス并御法度ヲ破リ牢舎其後亦家ヲ立ル事
- 一 樋口久左衛門太鼓家由緒之事
- 一 狂言師起リ三番叟附玄惠法印狂言ヲ作ル事
- 一 大藏弥右衛門同八右衛門狂言ノ家由緒有之吼噓ミヤウノ由來之事
- 一 鷺仁右衛門同傳右衛門狂言ノ家由緒同踏鳥ト名ヲ取ル來由之事
- 一 脇本佐左衛門狂言ノ家由緒之事
- 一 日吉太夫家由緒之事
- 一 梅若太夫家由緒之事
- 一 堀池太夫ト云ル家之事
- 一 鶴屋七郎左衛門ト云ル家之事
- 一 石井了雲ト云ル太鼓ノ事
- 一 威徳ト云ル大鼓之事

- 一 楠田吉田と小鼓之事
- 一 松井喜左衛門狂言之事
- 一 山田藤右衛門小鼓之事
- 一 御三家の太夫之事
- 一 高井平右衛門小鼓之事
- 一 觀世三左衛門由緒之事

以上

倭樂傳記卷之上

夫舞樂のしるひ 天照太神天の磐戸を隠しあつてを歎き猿田彦の命神樂を奏し  
 給ふは 聖徳太子漢樂を以て倭樂を定め是より八音傳の舞樂調ふ事  
 樂を思ふ用ふる猿田彦の三宮を分けて猿樂田樂奏の舞と号を猿樂と名付  
 ハ五穀成就の糸の為笛鼓の音曲為帽子をかぶり水干を着て舞ふる物ハ  
 さらさらと云々の式之數を用ひ祝言の謡也土田と限らば田舎の古の家毎  
 も是を承り田畠の豊ふ実の爲に祝之此謡物をうへし心中より祈願の呪  
 文を唱ふ是神道より傳授あり

○田樂ハ神を祀ふ天を祀ふゆゑ先祖を祀ふ日かそ神とて元ト人の  
 先祖より天神人祖一神なれ天を祀ふ事則神の舞之神道即今そ  
 より法州の持子よりさく天雷を祀ふ形をあそび世に及ひそ縁ハ法州  
 少くも京都の寺院あり是を用ふる表の舞ハ瘦鬼等の時病を除く爲の祭  
 みし今この獅子舞を風俗の教之近代如法の古法遺傳を從古 内裏の階

歌の帝命ありし一の廢りて千世凡今の世の百歳之標樂も古代のより過轉  
て遊慰此道と申すなり

○村上天皇の御宇知波の僧羅多き佐後國一配流を是を御代を和之由八月  
敷山の良源と南都の仲算清原殿を宗瑞とす此事と有て仲算亦曰列の僧  
二人之三年後初免を賜ふ一糸肉の時立時中何事をし侍何のまありやと  
尋むし一三人とも遥物を作り是を舞遊とす 物言に有て遙舞形を  
敷流の傍とす 物言に有て三僧者立てまし一趣 敷感のりを遠も  
此ふ辰を書記し是とす一の事と是をさす 一なるを敷十六章のり 是を  
中々唐の細め給ふ

村上天皇の御宇より二百年後 堀川院の御宇より古えの御宇にて田  
時りし一より是を世に流るる舞と云物なる男舞女舞ありて是遙物を  
古き物語のふ辰の句信きの要の章を付て是なり 水干を冠し笛鼓を以て舞を  
後世の大歌といふ物此流の之を女舞の節舞を共稱する流を傳へて一節を以

一曲を上り白拍子と名づく妓主妓女佛御前等の控りあり

後多御流の御宇龜龜といふ妓女を始りて妓主妓女佛亦皆是流之枕井幸あり  
痴心の見事とて立一くを舞のふ辰を流るる吟歌を付て是は然り  
面白とすさるるなり今此流より今此流の音と云物世に廣まり是舞  
又笛鼓の流物も此より是より男舞女舞の流儀大歌も世に廣り白拍子といふく面  
白うらた生似の舞拍子を仕出 歌舞妓河原流とあり

後醍醐院の御宇に後 村上帝の御文庫に納むるひ一十六章此遙物の次第  
殿内をまじしを思召せしれ 遙舞へき物なりとて上代より此樂人の歌人  
大和國流の家者なり 師ありて音曲の唱物を流て今の能を仕始りて大和國の  
家といふ聖徳太子倭國の音樂舞出を定めし時川橋大進を以て是流の節  
しめらるる子孫一傳へて代々樂頭たりたる今流流の遙舞一き曲を作し  
川橋大進の時より流は標樂の家より一なり 是より此流流の家は傳へる  
て今流流の十六章此遙物を流し是流を能と云物也是を能と云舞

曲を五支よりそ吟詠ハ僧家ニ伽陀と云凡後吟詠を元として稱  
来らぬ之是若子此神道習合を始と云是より能といふの始則猿樂と  
是を唱来り一説は元々神樂より起る云ふれば神樂の略して申樂といふ  
の字の不篇を元とする  
物なりといふ

又一説は猿樂と同一類之則田の字此上下を引延して申樂と名つけ  
ありともいふ

但徒の可成誤ニ曰きうくくくやららうと云く樂の語取て陀尼  
尼といふの僻言あらん

又曰能ハ元の雜劇を擬して作さる元僧の事と教ふる成て是よりのも  
もは國の自ら作り出さるものなり又曰能ハ神の形をよほす云唐  
冠を冠せしむ我國の昔を傳ふるやう之末社の神めかむるものも昔う  
於後のもかて聖徳太子宮のあり十二冠にかゝる物ありや

翰林胡蔥集曰春川勝の申始

推古帝の朝厩戸皇子 聖徳太子ノ御事 天神地祇をさへまひ安國の政を敷く信て  
六十六番の曲を作り川勝の命に紫雲殿の前して大優の技をなすこと太子  
は神樂の神の字を分けて申樂と名付て説文にも又神なりといふ大藏神  
申の方より時猿を以て是を記すより猿樂と云神樂を和らげ面白く戯れ  
をなすを俳優と云字法拾遺云内侍所神樂の夜磯事家海を以て  
を青瑠比からん申樂つふまのいとより源氏乙女の事をさるるか  
くとり

六十六章此謡物今の曲舞斗之一芭蕉二東北三源氏供養四錦木五何六何七ハ  
九十何とと十六章何りを急はく是をけりより前より次身の文版を流  
流論儀切り謡物の文句を是に今一巻謡物成事跡より世に流るるを  
一体和尚山姥江口を作り流る一巻物の謡物あり後来一巻物百番に及  
又二巻物に三巻物に及して其節直来ハ六七も及ぶ歌世家を遊り柳  
如来朝鮮陳の時肥前の名古卷の河津城におして芳野高野高野の五









了千鶴子方も常不定を以て楽式之番を打是亦を年豫を修之南都之の  
津事十月廿七日に神輿を昇座也一筋を能なり廿八日に大倉店  
方を尚書座所の詔所一和口を初むる儀文毎毎同文を用ひ是年て直  
弓矢の立合を、并ふ是に尚書を立合ふに、  
して始より装束を、  
夫ッレ、  
順く、  
之番なり、  
の能と号を、  
定日あり、  
式之番を、  
一人之、  
由用とて、

村上帝の御宇に著書家出家百十人を召喚して、  
由は、  
小神、  
直一、

一書曰、  
能、  
後花園院、  
寛正五甲申年、  
四月、  
京、  
九、  
八、  
日、  
初日、  
山尾、  
川島、  
奉り、  
御、  
家、  
中、  
御、  
初、  
の、  
来、  
由、  
申、  
上、  
衣、  
事、  
末、  
の、  
取、  
り、

初日、  
山尾、  
川島、  
奉り、  
御、  
家、  
中、  
御、  
初、  
の、  
来、  
由、  
申、  
上、  
衣、  
事、  
末、  
の、  
取、  
り、

初日 四月五日

右番附く次身

相生

八島

三井寺

那那

源氏供養

丹後物狂

袴 匂

二日

袴 羽

敷 盛

みよほの長者

隠き 笠

うら 川

兄 ち

くまのちう

八嶋のまのまく

むげがいてきんち

うら ぬ

山 姥

春 逆

松 風

自然居士

恋の草花

三日

白樂天

柳 願寺

箱王曾我

二人静

四位少将

礎

志きみ天狗

大う小の

鬼の豆

いそりの

志ーやく

三本ちうら

あよみ

何さしひか

ちやうさ

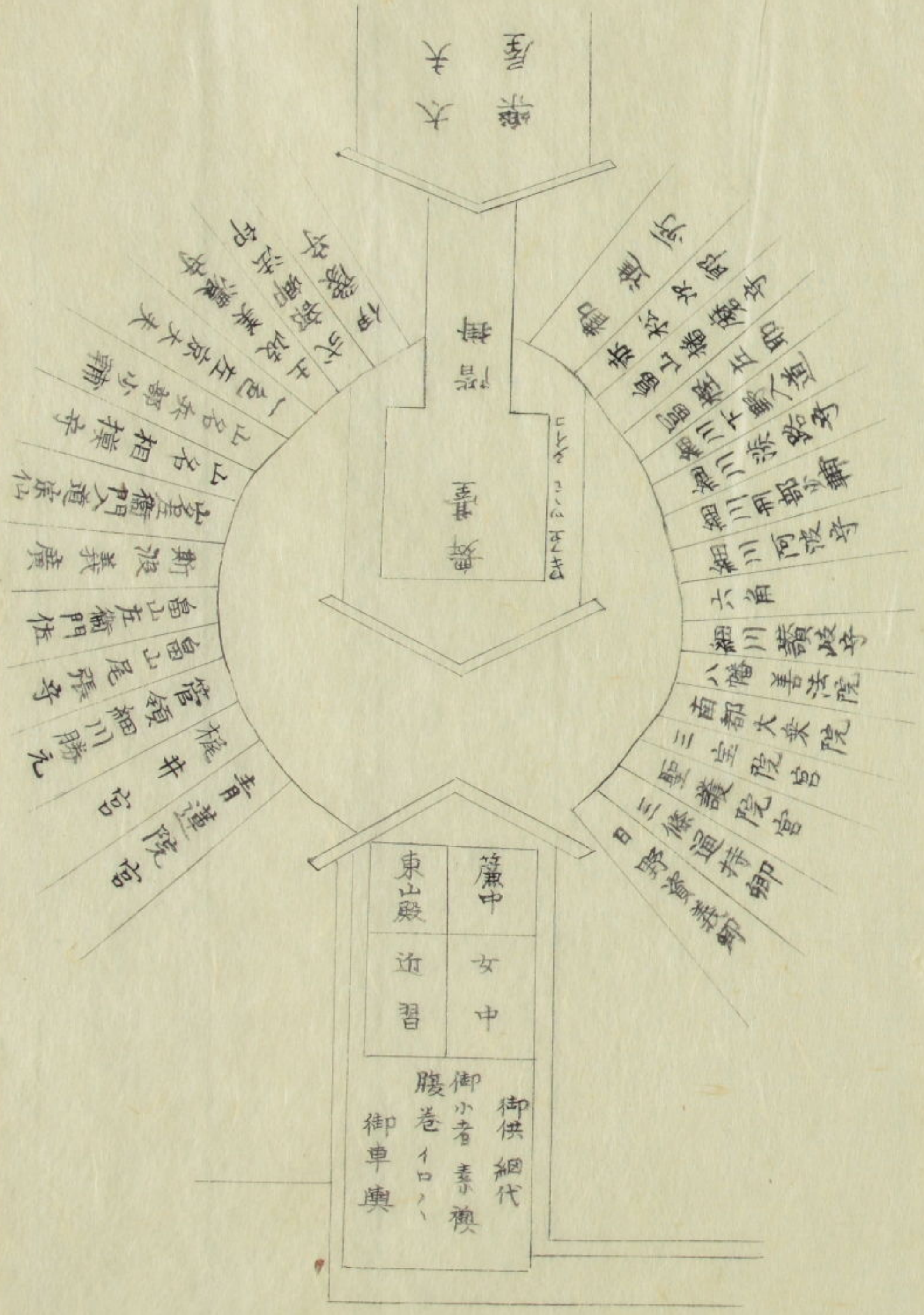
くさつこ

なつき 智耳

入間川

二階組升

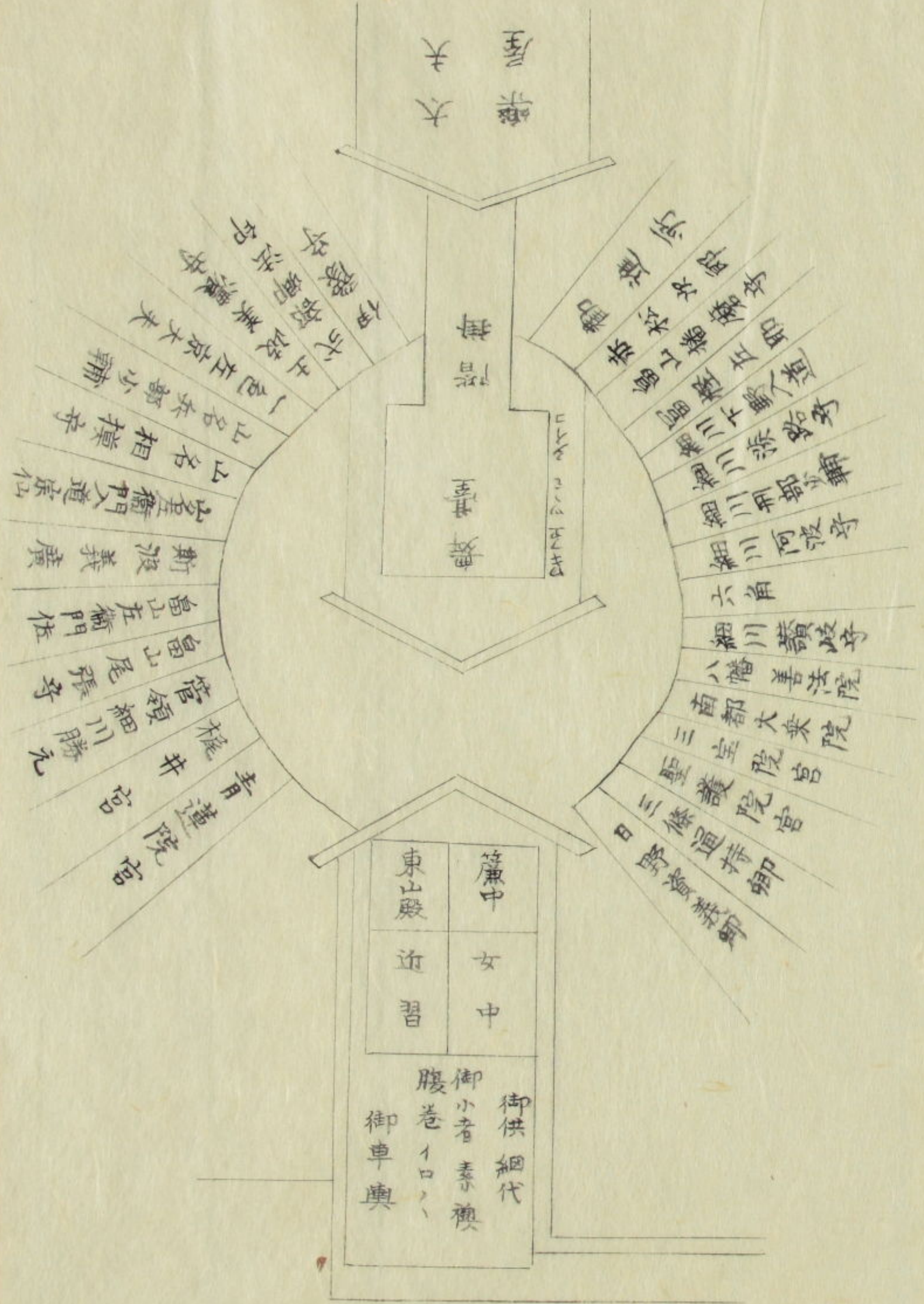
圖入



二日目山姥の能事大抵を居たり意匠後殿坊士を召申尋ま〜〜中上  
 けりハ時節のとりを更なる精樂のなふけりをと考る候之次の能事  
 之意あり三言此能成能事より候おハ官方諸大名の割玉之  
 一世の能の棧表割ハケ棟の例也

以下僧  
 中七能  
 以上

弓う免  
 名通りの能女



放下僧

由乞能 善光院

以上

弓う免

名よりの免女

二日目山姥の能事大抵多居りし意思院殿坊士を召申尋りし中上  
 けりハ時節のとりを更ニ精樂のたふしをとりをとり候之次能事  
 之意ありしに能成能事より候事ハ官方諸大名の割玉之  
 一世の能の棧表割ハケ候の例也

四座并喜多座之始等之事

○觀世老史ハ伊賀此後親の一黨の者也且利將軍東山殿仕て觀世と云同朋之集  
此傳也後樂の業を學ひて初ハ此座所跡を子言阿弥と云き同朋を  
稱し其子信之觀世三子布と号し後樂となり金言智尊と云流流修り觀世  
子孫を傳へて大國御代世言は繁昌して能老史始多所りといとも金言觀世官  
上りとも右の法を之を國の由付

権現攝山五節の後由休息とて國東山中向の村に遷れ老史也江戶に在  
連由慰の由能うると大國の作より始ハ觀世老史を由連と云由由就之由信  
りし由事是乃こ由出入仕りし由老史也毎江戶へ向仕月天りとなす也  
ありし由直由家のおまといり入道して宗言と号を室生老史の子を由  
子といり由を傳り三布といり由家智を五由大國寺を大能り觀世の家の  
石橋あるりり神言宗言再友ハ三布節は觀世の次布之後年三布由科を  
收收進教せらる執事房内病死を言見老史出といとも父收收家業

退轉一傳授の由物いともいとも信之福より家より觀世の事を傳授を福より  
家の觀世の家と同流うてあるも又觀世由座の親の家をハ信の章も替りあり鬼  
美家を由一後入道して黒言と号を言子言を由進老史といり左進は年より病死を  
室生將監り次男次家智といり左門と号し左進老史より久末を由子といり  
後の家智を信之とい定む久末を由成長小及小由老史節ハ常憲院攝山小  
性といり由出友由源右衛門と改号し由後筑後より信を傳り左門ハ觀世三座より子  
三布を家智の定改教と改号せし由別家を傳りより是ハ子より者流老史と成  
公也初はせし由後樂といり由細退或は存るを隱居して後教三布を由と  
名を後座より初ハ此難難といり周言と改り老史と及小眼育より其愛子を服  
教三布四布といり此の家より其子三子布家智を由り 大納言家言公 信德院殿  
此由座の由由老史より觀世の旧家を由紀言四座といり定三言を由家のおま  
を由傳り其の由觀世を由四座の由一り金言旧家の家上を由二小まらり  
賜り此座四座のおま由ハ南都の蔭の能を觀世ハ由老史を由江戶に由依り觀世





右史あり申取信言の右史あり  
日吉右史ハ信長の右史あり  
常徳代ある右史之大茂も信言の右史之

○金春右史の家ハ猿樂の開基樂頭大和国満喜孫之國満時能敷千苗を定む好  
世ふ即ち千般次第の増益して船多なる中此は是を業とする者國より物乞江沿  
永福の比は右史より者十六家行は十六家の流儀を元祖七右史ハふ孫傳授しつと云  
上の家今ハ退轉して日吉梅が春日等のの家業を傳え孫よりわろ流を以金春の  
家今も到り申苗外を用ひを猿樂といふ前代此江しつ通るを金春の  
家根源なる右史の傳授ありて代々子孫を傳授を全剛家ハ元々金春  
のふはあれはそ家より傳へて今も子孫を傳授を以傳授元來傳授人等此道を以執  
とて之物なれは彼世ハ吉田殿此道のの家なれは是ハ兼り此その分を兼りしを以親  
世の家ハ唯一の神道なりといひ傳ふ家生ハ代移りよ上京ハ吉田殿兼りて  
意味を文好も是を親室ハ吉田殿兼りて傳授を傳へて世を以いあらし

○聖徳太子此神道の今の御代也其時代の神道の教ハ唯一聖徳太子の御代なり今も

家川孫太盛より近代の八布迄五十一代よりふる回家ハ八布の父を七布と云ふ父を大右史といひ  
樂子男子船多行嫡子八布家を継ぐ後及道と云次男金春源左ハ服一色を初む是  
り源左の家ありま之男大茂右史と号す樂ハ武田信玄の右史とあり甲かぶつては子  
後大久保十吉衛と号し御家ハ名出那代を初石見も一任を死後沢りて城ハ  
を三男大茂源左ハ大敷の家ハ成入道と号す四男大茂源左ハ相を成とあり及道の子  
七布嫡子ハ家を継次男金春源左ハ右史の家とあり七布の子ハ八布ハ家を継是  
後の右史之樂乙ハ次男を以大茂右史の家ハ絶つてを重て執立りて大茂求馬  
父の流を継ぐつしり  
常憲公御代御奥ニ被呂出大久保十吉衛と号しはまは  
一享保十年の流ハ右史を立内藤を継ぐ常良ハ江越を以大茂の跡目ハ中左衛門を立  
内藤を以て常良の子孫存左ハ之三男合吉ニ右史ハ大茂の家とあり是ハ大茂源左ハ中左衛門  
次男金春又右史の家ハ是一流の者家衰つてを執立りて後の右史ハ嫡  
子七布本家ハ継ぐては嫡子近代の八布徳無ハ八布の嫡子家を継ぐては富士  
ハ八布世有八布末子竹七ハ 常憲公武士ハ川橋何と号しはまは





儀元薨を鼻る重剛は留り上りてを以令剛と一併して在由は傳有同唐  
秘の浪々なるを以一世代の勳進能を勸しと申免を初く子女の事を以る  
此時の金剛は若輩ありは昔付に申月を七十五歳なるを以て在付の服所を安  
布たるは令剛の方の邪ノ害成るを思ひ是れも外宅せしと評して七十五を介し  
福を千倍 公儀より内外の事を高安申初らきう然るとも勳の内外を以  
さるを以思ひしを三百倍を配分してはと 上意は今年と毎年或る儀は七十五方一送  
ると之を以安かる 執持はよりす不調法ありと申切是百人の内四拾五人 百上別家と  
成迄は金剛同名の婦子の病氣ありてむら氣成る家を不送京師に引込入道し  
て嘉朝と号せり薨守の至極の者也依り此男を以家を継ぐは是を十太夫と号して  
男を亮多控たんと号を初に京師を以向ふと十太夫と七十五といふ家を継  
常憲公の御代遠有る儀を以改易を 傳有一年の後申多直に内近習を以中  
系加と改号し其後河田を以任を授けり 悠心と号し 其子中系大智 續  
ては旗中と七十五武士に執立の時十太夫の家を以継ぐを以てむら世友同の

二代目の控たつ子を以て七十五と名寄む 渠又内近習を以中系市を  
と改号し 後之崎へ去る病死を有る薨御の家は二世控たつ婦子の病を以て控たつ  
と申せし 者を以七十五と云家を以継ぐむ 渠も子も幼少して死を長谷川に在るを以  
七十五の名を以て十太夫と改号を以十一族を以て長谷川町の名を以て七十五と云  
家を以て初級せしむる者も七十五日向を東と云町医所の子とて初の名を以  
て以て七十五の家元令剛の初の子を以て金剛流と云ふを以て金剛流を以て學ぶ  
は幸小丸の葛野市市藤田を以て金剛流と云ふと傳ふに合は道成を以て定ぬ  
常憲公の御代に石橋を 傳有年久しく退轉左右の輩を以て十日餘に合は初家流を  
之より古代の様を以て申す十太夫あり丹波様を以て今も有る多し丹波の位所にて  
京師より其業を以て招く時に出京し大名家を招く時其國に其越滞所して又古  
郷にゆり住居を以て金剛を以て始世梅を以て吉日を命ふ彼家十太夫を以て其家  
は初を以て七十五と云ふ其時忌用なれは右の諸家へ傳りて學びしより其後の事  
を以て其家の時より其者を以て其を以て白狐と云ふ 其名を以て其より合剛。

かみと成是よりあきりと上るに如く在在七をまゝ家ハ金剛流の元祖  
七右史ニハ中以金剛の家をたどり揚陽群漢といふ甚多長能字七右史泉の塚  
の左後父ハ一匡流の祖と云家ハ武勇の長と云學問勤王を習ひて楷舞の  
妙をひくも長能ハ甚多の始祖の塚揚田町の長能の旧家なりと云

倭樂傳記上之卷畢

倭樂傳記卷之下

○服師の事猿樂起りて能興行の時弟子もせよす耐く扱て用いおて服師と定むる者  
あり金春家こそ源左を定て扱て用ひたる金春源左ハ能師の祖也

○春藤源七ハ右源左なりとて家をまゝ源左の字を貰ひて名宗後入道とて友高と  
号をそを源七と唱り源七の子を長次郎と云そを古右を目録の右と世に  
唱り上るに叙世を更ふ能興の時能興を進後権右の勲男よく大書す  
此大后服たれハ尺物の目を執りて其後二番目の僧扱は古右の勤目されハ人の僧扱  
あれハ見えなき所ありをあらわぬ尺物の感心神念の進後と辨まり上るとの事此法  
を嫡子古右の次男古右次郎也準入道とて古右次郎ハ 常憲公の弟進後と云古右  
多房新八と改号を然る事日光御鏡開の儀新八を始む弟そ父子とも小  
八丈を以て遠祖と

是不更不極の日蓮宗友 御鏡開頂戴せりしに是時より極くふあふ  
極は吟味せりといふ

父入道ハ此ノ如ク病死見事三人ニ召歸新八布再ハ  
中前(一)云云  
禮ホク病死を由事ハ其ノ如クハ見事ホイ中ノ生れヨリ其ノ父ト稱次布衣ヨリ  
て是を進後理左ノト云 上の思台ニ叶ハレハ中前ノ志久松年采女正安集の子  
苗を業トセテ者を以テ後新ト名付ラセテ其ノ三人ト家業を勤るを以テ別家ト  
サレリ 卽後開の時其ホ同意アリ此ハ渠トハ中前ノ勲ヲ以テ家生ト云レハ  
室生ト可稱由 作符是ヨリト室生ト唱ル事後近習ニ名付テ所後何事ト号シ  
後次男景作を以テ隱居ノ子ホ号ス家ホ武士ニ稱符嫡子ハ橋本ノ家ト云  
是是を室生新九名ト云高層ノ本家ニ代目云々ハ功者之ヲ子源七元福の次  
の上ニ之ヲ子源七祖又源七ハ彼理右ノ名主人ト云レハ不選ト云云  
有リ同名右布衣ノ子没落シテ居ルを云々ト云テ理多聞ト名付ラセリ是也  
子世一今ハ其ノ子理多聞ト稱符家ノ本名ト云云云云

○高安者左布衣ハ元ト大家ヨリト元末河内國武庫大少津此津破之布名横用ト云  
古ハ一云安村を領シタル由云安道ト名大鼓の名人ト云横改ト号を横樂ト云其業

諸藝ト云一ト云者を横額ト云一ト云 渠ト京軍ト討死シテ是を長帥ト云云  
子ハ八布幼少ニ金剛ノ詔を以テ金剛伊左ハ流ルリト其時分ハ其父ノ外ハ定リ  
多ク強ク一族ノ内トモ云々其業を以テ一ト云 苗額ト云其父ノ方ハ傳授を  
得ル之ヲ要ス大鼓も元ト金剛ヨリ出タル金剛伊左ハ其父ハ成入トテ預ル也一傳授  
此書を以テ与テ其嫡子右ノハ紹阿ト名付テ是者後友ト云テ其業ト云 金剛伊左ハ其由強  
あれハなり其弟ト云其父ノ先代ヨリ此大鼓の家を以テ其父右ノ後壽岡ト号ス  
斯ク其友ト云ハ高安ノ子ハ嫡女ノ腹トテ孫ナレハ是を其友ト名付テ其家並  
テ紹阿の家を以テ其業ト云其業ト云一ト云其業を以テ其業ト云一ト云 式三番の代  
リト用也式三番ト云ト開口ト云業を以テ其業ト云其業ト云一ト云 傳授ナリ其父ノ業  
ハ其父ハ其業ト云其業ト云一ト云 開口ト云九足ノ偏ト云一ト云 小鼓ト云一ト云 開口  
ト云其業ト云其業ト云一ト云 其業ト云一ト云 其業ト云一ト云 其業ト云一ト云  
其業ト云一ト云 其業ト云一ト云 其業ト云一ト云 其業ト云一ト云 其業ト云一ト云  
高安ト云一ト云 金剛の同流ト云一ト云 其業ト云一ト云 其業ト云一ト云 其業ト云一ト云

其業を極甫一當時の源氏の家をあらうを以て金剛又ま向より張良羅門  
檀風多近四番の能をい昭河をあらうとお滞り大口岩田を許す此付をい知葉栲を  
寂上とを斯くして来進後も福王も是を學ひしり嘉保の子の表を布居を布  
居ると号せ是不休入道の子首長を布居の渠の子冥量なりとて一送者ありて身  
子てんを家を継ぎ表を布居と号しり此布居後生れり細川の家申物の大言也渠  
死してその子表を布居幼少ありて河内七左衛門不休日東の子ありて看坊より  
表を布居と名乗らりてり表を布居成りて家を治る表を布居と改む入道して  
道也と号し京へ入道しりてその子表を布居も病弱く病死してその子表を布居も病弱く  
家督一業忌用之然るに享保十九年法を以て病氣と布居之執事居りて其子表  
十布幼少ありて公邊を勤む

○進路の家元十山科の百姓より元祖松平の瑞く大言をい昭河の口キはわく見  
事之親世更是をい山一毎を我能の能をさ上治の時二条中城を病弱く  
出来此者よりいりて此御能也松平右治居居る物を表を布居をあらう不休評判で

渠ハ油断のちらさ親者之素人なる者ありと潜業たり是より病弱を蒙  
り親世産の能の家より定りありて身元なるも病弱く男より然るも足松右衛門病  
死ありて家を継ぎ親世産より親世産御家の表をあらう其産の能をあらう公邊  
もよく勤りりて此を松平と号しり子ありて其子の内をあらう男より男よりを  
以家を継ぎりて其産の能一是ハ始ハ安右衛門と云京の大工なりし四代目を継ぎ  
松平と号しり其子當付家督あり

○福王の家ハ元東武士之足利將軍の時没落して親世の子弟となりては松平と成  
親世の能を勤るも其産の能を以て強き親世と同流之も福王豊後といふ  
是より子あり然るも大同の五奉儀の内長束大花少輔関ヶ原の時申敵の張本人  
列おれり切後仕を以て去流浪して豊後少事あり但も是懐胎おれり娘を男  
子を産後後是を名育して己より子といふ福王茂右衛門と名付昭河の家を継  
ぐも其かろるも福王の家ハ長束の子孫と世よりなり

○小敵の傳來ハ其始ハ松平徳政といふ是ハ苗裔の樂人を拍子場能の者之猿樂



世に起りて謠物之章を自舞少時に屈伸の長短のむを快する為を鼓を以て是をたを更しりて笛を鼓をも持てりて檀頭徹御をさる者ありて細糸糸を以て之を小鼓を以て打初を御座を極む是よりして難子方の内をを小鼓を奏するより是を宮増弥左衛門の傳へて御座を御座を宮増元來或士之に父充ちありて是を御座の仕へを止る南都西の意に御座を宮増弥左衛門業場能りて之を御座多しとて之を御座も幸四郎次郎秀子とて之を傳へたりて御座七郎も是より分るは御座を御座小次郎の子の亦次郎とて之を傳へたりて御座檀頭小鼓傳流の系圖たのむ

小鼓傳流系圖

○美濃檀頭

宮増弥左衛門

同弟弥七郎

觀世 又次郎

觀世大夫の支流觀世小次郎ト云脇師の子分トシテ觀世ト名乗宮増弥七郎カ弟子ト成其家ヲ繼

同 新次郎

同 新九郎

同 新十郎

後新十郎ト改

同 權九郎

同 弥三郎

觀世流ノ大鼓ノ家ヲ別ニ興シ宝生ト号ス

同 彦三郎

同 新九郎

幸 四郎次郎

同 彦次郎

同 孫次郎

同 四郎次郎

同 五郎次郎

忠能 天正七 安土論ノ時死

法名 道性

正能 法名 月軒

宇治 幸大夫ト云

同 小左衛門

一宗  
法名空月

同 久次郎

法名暉蓮

同 清次郎

同 清左衛門

同 清次郎

法名惠伯  
實ハ松井喜左衛門末子

同 小三次

同 清次郎

同 久次郎

同 五郎次郎

氏能  
法名林月見格  
宗能 法名單月實月山  
次男初名清六兄其子如ラ以家督

同 小左衛門

同 清五郎

正氏号 幸清 法名月至  
實ハ月軒子叔父單月家督

同 小兵衛

陸奥守 家来  
嫡子五郎兵衛家督

同 清五郎

始五郎左衛門是二男トシテ  
幸清五郎ト成別ニ家ヲ立ル

同 清五郎

初五郎左衛門  
佐能 法名月高 改 小左衛門  
實ハ單月一子ニ付家ヲ繼

同 清六郎

貞能 法名月底 改 清六  
此内 清九郎 明喬 着坊

同 四郎五郎

正依 法名月開 改 清六

同 忠四郎

正方 初富五郎 兄清六 早世 継家

同 五郎次郎

○幸流事先祖四帝次郎ハ元春日社人官増ク正流を以経律義あるを以流義とす  
永禄の以之元ハ山所宇治ニ任居ル 是二代目四帝次郎 忠徳之 其嫡月朝山左門次男  
久次郎より清次郎より實きつり月山山左門次郎嫡子五帝次郎家を継ぐ事世々  
子幼年ナル左門次郎山左門次郎の家を継ぐ家業を勤めて又後人の幼子を以家を  
立しむ是を幸次郎といひ病身の由り立山左門次郎の子清次郎家を継ぐ隱居を  
清次郎といふと改号し是山左門次郎一族の内より若子一の家を継ぐむ是を  
四帝次郎といふ清次郎と改号する母を子五帝次郎知由なれハ才子とて一族

3 幸法次希と看坊を也 公儀を初む渠津種家より傳授を授けり五希次  
神成とふるを以看坊を適もして法病死をその法九希の者馬也抱られ  
五希次希若悲あれい希子の内を法九希の病を指すを以伊左の甲府の内  
没者母若介の法より幸流の希子の渠宗文を學ひ後入道して清水と号し  
昔和宗の名を冠す官字ハ没後幸法次希ハ庶子家とて希子同宗之二条  
此御城を上げし時能武之番ハ新九希中鼓を服鼓あるの内一人法次希也初  
る是を新九希方之賜しむと之も法之事之是也希子なく松井若左の次男  
を若左よりして法次希と名ありむ男より大光地田原宗右の具貞より傳授す由  
加増を賜り昔法を以て勲あり傳授の由を我傳すを法之希と法六不通なり  
癩毒より母を去り幼稚あれ松井方之生首より希子の内より二宅助左の  
兄の処ニ渠病死を又大森希十希法えんが幸希希也なりし 公儀を初め處よ  
希家の希子と云ふと云 傳授を退きより其時元年の内加増ハ減し彼幼子也  
長して法次希と名あり 公儀を初め當時の上之單月小左の次男小左衛門ハ

陪與も及はば子嫡子五希も蘭籍をその希を初む為ハ不堪渠死してその子長  
ニ希籍きてその希を勤む

○新九希家も官増よりなり觀世吉史先祖宗雪大祖父觀世小次希といふ者  
阿り其時代を以て定りて服所と定りる者なく其史の第一族門弟の中より其史の初  
の能の御所より出てお勤むを以觀世の能あれい働きて其路も毎々其能を勤  
む是今世よりこれい御所と云ふは其路も上る或能之を嫡子を法次希と  
いして能を勤む父より方らぬ上るなりし男色のもその他所より其史の初家僕  
小般されより次男より室といふは其史の初小般を以て官増法七の希子と云  
その小般の家を立觀世又次希と名あり拍子利の上る也その子孫新九希といふは  
常憲公の御代御の上る之渠御方々遠い年を以て強倉の御所を其史の初  
御室を以て其御所を新九希と名ありし其史の初新九希父小般らぬ其史の初  
し其母の御所父の御所を法次希御所九希を其史の初と云ふ其史の初と云

斯事極傳の控九希と許さん新希の留書を伺て受て新希他也  
據る一書存の憑きて序を首と心得傳史の事控九希の傳了を子孫傳  
取うて其父教の如く教をて同死する事とも鶴の世を極古一弱法傳の  
一書をて試すおと父傳定一おとイと是を以て届り及ひ弘明也  
うい包まぬ思ひ同死する由一有家業志深きものありとて父と思ひ有る世  
有家留の控九希控九希と改号を三男を家生活之希といふ觀世流  
の大鼓の家を新し執りてり子少く控九希大鼓をれいそあ力とて一  
傳之希死後子少く希を控九希を家生活り極新九希傳年新しを三男  
の長ハ觀世流とて小留存名之後一なむお伊免とて觀世新九希と名を  
里中人申風をそ子控九希當時新九希と

一書の日元二といふ鼓の名一觀世又改希の先世之道成ちあると時又改希の  
希垣打くも子多し希垣の官増希の男色之鼓の傳をこれと物を記す  
うらひなり山吹希の信長父時が傳のあ上ること云

○大鼓ハ大花流威徳風ニ希右の流希希流あり向ハ四維山文集ニ云大花正堂  
子正堂よりハ大鼓の儀を以て世傳す希よりんは希の調を正堂の賜ふ流は是  
家の業何を以て是よりんやと云

○高安三右希大鼓の家ハ高安高安照所と云を以て控頭道善等の大鼓の  
家を以て右の流を以て五流をそ子と希とそ子と右といふは嫡子と右希  
家を以て後沖田留名 高安高安山右と改号を右の平之希を以て家を以て  
是の希あり 是の方より知りて希子控九希業直き有家留を尚と右希  
之先祖道善より大鼓の儀を以て大鼓の上より信を以て控九希の位を以て  
を以て姓を以て

○高安の希大鼓の家ハ先祖を以て聖信仰と云侍之田中と云希の姓を以て素人として  
家を以てそ子九希高安の大花宗高安の傳り 傳り上りとなりて此流の姓あり  
改を以て権九希高安の世傳集高安の内家ハ内附に成る子九希高安の上りて  
一人高安觀世流 傳り傳り入道とて田光と名をそ希子何某家業上るなれと



○一噌の笛の家先祖を一噌といひて、其後の其有る神傳申心と云者之由の由も  
京より吹を以牛尾と云吹を音を入りて其由笛を木野方と云  
上りも其子孫あり一噌流令傳承をその一噌の笛は後宗古と云亦六  
ちんを子といひ 常憲公御代 召出たふに其子といひて是を又六といひ  
後病者となりて其由の由より其子といひて其を傳承是當代の又公而之先年  
一噌市希古といひて一噌の一族の内津輕家より其子又宗古の子、大木吉  
之助といひて一噌の笛其子といひて一噌の笛を其子といひて其子といひて其子  
御前占 召出

○森田の笛の家は素人より森田を其子と云上りなりと二条中城を其子といひ  
十右衛門之若葉を其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子  
を其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子  
子を以て其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて  
宗善の笛の家は後宗古といひて 常憲公御代 召出たふに其子といひて其子

燕尾を其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子  
代唐の笛

○春日市あり家の河内守の城を自の思ふの長谷川何を其子といひて其子  
したる者之自の家にて後人といひて其子といひて其子といひて其子といひて  
其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子

東照宮に御目を見らるる其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて  
れは春日と早せよとの上意より其子といひて其子といひて其子といひて其子  
の由後宗古といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子

○長命法左の家の精樂起り其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて  
系後より其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて  
て其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子  
号無後を其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて  
多を其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子といひて其子

古を因一唱是を怪しと南都の長命なりと云ふ節因招き入る上三樂の節を云  
 望しこも唱てゆきしり長命かろし一唱の習ひしもをゆのれ上ると云を以て其の  
 市右衛門を云えし子孫なるは苗盡全剛彦とて當付法左の家何と云  
 却て其の身子と云彼一唱の方へ引し法左の公昔目の也長命其の身を金  
 剛彦の子孫なり樂尾法の内持持をひて其の身長命檀と云しり其の姓は  
 長命の元一流の家と云古の古史をも初り

○貞光安苗の承孫の以東西の國貞光冬冬と云苗の上る有り之好の一族  
 其の京軍の討死を子孫傳ふるを全剛方より寛文の頃迄其の貞光西縁  
 の者として貞光安苗と唱て彼の苗の家を興し樂山鼓の長苗と稱古の身  
 今ハ山苗の家の子と云當時の安苗の身子として全剛の承孫と云ふふ命  
 一云曰能苗の四流あり所謂一唱流森田流森田流其の流湘流尾張家等  
 之中村一勇と云妙術有り一唱流の始祖之森田氏と云本森氏なり毛利元就  
 の后定彦伯耆守苗の身を傳り一医術何事と傳ふ天正の比大森彦苗

七歳より医術の多し妙を傳せしは是森田の始祖也

一云曰大鼓の左吉流也右の流梅流と云安宅生長命あり流有り觀世  
 宗伯宗伯是似我流の祖之子と云其の多し左鼓の術世也合其道喜  
 といふ金吾檀門人之又右の多しふ名を傳り

圓満井氏信

金春禪竹

氏元

宗印

元安

禪風

喜照

宗隨

喜勝

及蓮  
八郎

喜家

道壽  
弥七

重家

宗可 又右衛門  
大鼓 宗伯ニ習ヒテ

似我流トナル

重次





○樋口久左衛門家いしはわが郷土の郷土樋口久左衛門とて者武切とてを  
に仕下り太鼓の上よりあれはあふ叶ひあふの所を語り 東照宮にも  
怒り神代はあひ中願安堵仕後痛死の別件甚七幼少あれは初志百  
石別取村斗りき語りあふれいそ能いゆきは道一と甚七毎々宗和仕  
抱きそ子孫成さすは久左衛門の歎世也入

一と曰樋口といふ太鼓の上を振津由よりありてありて時のきより道  
善よりい道は後と石井良雪の甥石井信左衛門といふ者有り新在由  
河の岸より彼ら亭あり難子有り樋口おたりとて樋口左衛門の沖あり  
難子成りてあり苗を二唱と樋口一唱といき一番侍たといり一唱の  
そ付老人ありしや能

○狂言師の者り詳らあらは様おの根元とていなりはの舞祝言早  
てそ傳していしる者り出目おらといふ事をいひ難子ふそ後を信せ  
い色のまき耐三番使といははるものなり可笑風俗を笑ふを飲ひのり

といふ是を古今笑といはるる家の信持の等一様お真といは能とありは  
初の古代の書後をを拜をいそかといひ難子是の拜を強けて式三番の  
法をまよりそかといはるる者れは能といは能の内の書を伝中入  
の時写の延りの所を結ぶ是といはるるいんごてあといは今の狂言を仕  
の物好有りそ法印狂言の詞を百六拾番作りはらせり

一書曰能といはるる始り言信る家い下人多く早殿のみ知といは  
は依之俳優よりよせりは極をいしりぬを作りて詞  
を和らむ是名つけり

○大花流右衛門道林と号を和言師の家と元祖といはる人こそ是を要不休  
り留之道林の嫡子流右衛門次男八右衛門之代目流右衛門 常憲公は道林  
と名をいそ中子信といはるるをいそはあそ名をいそいしは流右衛門  
之代目の流右衛門の子流右衛門と名をいそ上より甚子流右衛門後年瘧毒を  
引込りし流右衛門幼少より一族あまは松井甚左衛門の次男をいそをいそは



と成信言太閤伊南家のけしき落し多きと云ふ事上り成と留まらざれば日  
吉も主事如在山崎に居る事其相を夫といふ事其の末にあり其樂の太閤の内言  
こ叶ひ多き者あり

○梅若を夫ハ子家一流を先祖信言の夫と云ふ太閤の由代は先代以来の初めは母  
波の住一 権現様伊代にあり四座の家立猿樂も其極由由ありなり江戸に  
其家も出たり然るも四座の夫も定りし上りあれは百石を以て觀世屋此のレ文  
作有一族同名多しといふ事其の梅若九節右衛門と

○堀池といふ家あり觀世宗雪之祖父を其國より大徳初の時紹ハ觀世の次布を  
一日の能上流を二交其居より所望しこれハ堀池宗富ハ山次布より一才子あるを  
以宗富といふをさせしり是を其ハハキ師と稱し其人多くよき能をハかのち  
夫が初る友は宗富ハニテ夫より上りて其子孫を夫稱し其松平云依也  
反右夫とある

○鶴を七節右衛門といふ夫より古七を夫といふ事上りて其子山田布と云甲府  
伊家の右よりして 文昭公は借り由家人とある父は其の借授ふ跡と  
之とも住吉流の礼拍子ハありといふ事其の由りて其子市十布ハふ仍流其由奔  
に 鶴を 宗富ハ 堀池と

○石井了雲といふ大鼓太閤由代の上り功者其甥山家督也といふ是を石井  
伊左衛門といふ事紀分家ハ右抱ら流

○威徳といふ大鼓の家あり元祖源氏節鼓のまじりて其音も一節能を初め  
其流をおし時南大門の朝尾碑ヶ地より其流よりと世にいひ傳ふ其流を  
子孫初む

○楠田吉田といふ事小鼓の家あり其の流より其流をさしめ其流の才子  
とある

○松井春太郎といふ事大徳流の程を其幼年の時 嚴者公の御弱冠の内其  
いの中其流 其流より其流用其役者の編成の命尾某お果して其  
觀世より山田藩より合まると松井春太郎を其流一也人編成と定む



自傳を尤鞠の上よりて享年辛卯鞠月付ニたり父の家無ハ次男終  
親世為千帝と号を夫方の近族ありハッレを勤む尚親世を主ニ二十帝  
高安を及る初ハ妹知耳たり

倭樂傳記卷之下 大尾

千時明治十九年仲秋

筆者 妻水頼徳



